

新型コロナワクチン情報 Vol.24



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更について

5月8日から、新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症に変更になりました。

○変更点

| 区分 | 新型インフルエンザ等感染症（2類相当） | 5類感染症 |
|------|---|---|
| 発生动向 | ・法律に基づく届出等から、患者数や死亡者数の総数を毎日把握、公表 | ・定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの一週間の患者数を直近の金曜日に公表（鹿児島県のホームページ） |
| 医療体制 | ・入院措置等、行政の強い関与 ・限られた医療機関による特別な対応 | ・幅広い医療機関による自律的な通常の対応 ・新たな医療機関に参画を促す |
| 患者対応 | ・法律に基づく行政による患者の入院措置、勧告や外出自粛（自宅待機）要請 ・入院、外来医療費の自己負担分を公費支援 | ・政府として一律に外出自粛要請は行わない ・医療費の1割～3割を自己負担 |
| 感染対策 | ・法律に基づき行政が様々な要請、関与をしていく仕組み ・基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策 | ・主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる ・基本的対処方針等は廃止し、行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施 |
| ワクチン | ・予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種 | ・引き続き、自己負担なく接種 ○高齢者(65歳以上)、基礎疾患のある方：年2回(5月～、9月～) ○5歳以上のすべての方：年1回(9月～) |

お問い合わせ先 肝付町コールセンター（新型コロナワクチン相談室） ☎ 0994(35)1300
肝付町役場 健康増進課 ☎ 0994(65)2564
コロナ相談かごしま（24時間受付） ☎ 099(833)3221

【お詫び】

5月号に掲載した本町の新型コロナ感染対策に貢献のあった団体・個人の方への感謝状の記事について、「社会福祉法人内之浦会 吉重クリニック」様のお名前の記載漏れがありました。

町内における新型コロナワクチン接種・検査等において多大なるご協力を賜りました、吉重幸一院長並びに関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

町立病院だより Vol.2



今月のテーマ：新しい先生の紹介

しげひさ あやの
重久 彩乃 医師

4月より県地域枠の医師として新しい先生が着任されましたので、ご紹介します。

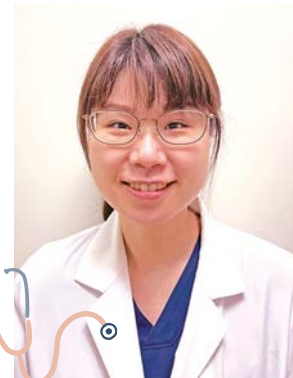
先生よりコメント

出身は鹿児島県伊佐市です。平成27年に鹿児島大学を卒業後、鹿児島大学病院で2年間の初期研修を行い、平成29年に鹿児島大学脳神経内科に入局しました。

鹿児島大学病院、恒心会おぐら病院、川内市医師会立市民病院、南九州病院、霧島市立医師会医療センターでの勤務を経て、令和5年4月より肝付町立病院に赴任しました。専門は内科、脳神経内科です。

しびれやめまい、ふらつき、頭痛、ものわすれなどの症状がある方はぜひ一度受診ください。地域医療に貢献できるよう努力してまいります。

どうぞよろしく願いいたします。



お問い合わせ先 肝付町立病院 ☎ 0994(67)2721